

前橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正について（議案第100号）

情報政策課

1 改正の理由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律等の制定により宛名番号管理システムを標準化することに伴い、個人番号の管理機能を実装するため、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 個人番号を利用することができる事務として、住登外者宛名番号（本市の住民基本台帳に記録されていない者であって、基幹情報システムにおいて住民とは別に管理しておく必要があるものについて、当該システム内で特定するための番号）の付番及び管理に関する事務を加える。
- (2) 市長又は教育委員会が利用し、又は提供する特定個人情報として、住登外者に関する情報を加える。

3 施行期日

令和6年12月9日